

意見書（案）第33号

消費税インボイス制度の実施再考を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	紫 野 あすか
賛成者	〃	大 城 美 幸
〃	〃	前 田 ま い
〃	〃	栗 原 けんじ

消費税インボイス制度の実施再考を求める意見書

2020年に発生した新型コロナウイルスによる影響で国民の仕事と生活は大きく変化し、業種によっては廃業や倒産に追い込まれる企業が増加している。今年がコロナ3年目となり、感染予防に徹することで経済活動が再開され、景気上向きの兆しも感じられたが、ウクライナ情勢や円安による物価高騰、また社会保障の自己負担の増加と消費税10%は市民の仕事と生活にさらなる追い打ちをかけている。

このような状況下で政府は、2023年10月から「インボイス制度」を導入しようとしている。インボイス制度は消費税の「ルール変更」であり、制度が導入されると消費税を支払う事業者は「仕入れ税額控除」をするために、「インボイス登録をした課税事業者からの請求書」を受け取らなければ控除ができなくなる。現行制度では売上げ1,000万円以下の事業者は消費税の支払いが免除されているが、インボイス制度が導入されると、取引先にインボイス請求書を渡さなければいけない事例が発生する。インボイス登録は任意のものと言われているが、取引先との関係を継続するためには「インボイス登録をして課税事業者になること」を半ば強制的に選択せざるを得ない。売上げ1,000万円以下の免税事業者も消費税課税業者になるか、または取引から排除されるかの選択を迫られ、廃業の危機につながる制度である。特例措置として制度導入から3年から6年間は、優遇措置を講じているが、制度を複雑化させることになり、現場の混乱は避けられない。シルバー人材センター、建設業、タクシー業界、アニメ業界、フリーランスなど、中小零細事業者に廃業、倒産などの悪影響を与え、経済活性化にも反する制度である。

よって、本市議会は、政府に対し、インボイス制度導入の見直しを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月21日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち